

令和4年新城市議会6月定例会議案

- 報告第3号 専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）
- 報告第4号 専決処分事項の報告（工事請負契約の変更）
- 報告第5号 令和3年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書
- 報告第6号 令和3年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書
- 報告第7号 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書
- 報告第8号 令和3年度新城市病院事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
- 報告第9号 令和3年度新城市水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
- 報告第10号 令和3年度新城市下水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
- 第71号議案 新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- 第72号議案 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
- 第73号議案 新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例の廃止等
- 第74号議案 新城市税条例等の一部改正
- 第75号議案 新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
- 第76号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 第77号議案 新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例の廃止
- 第78号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）
- 第79号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）
- 第80号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第81号議案 財産の取得
- 第82号議案 和解
- 第83号議案 和解及び損害賠償の額の決定
- 第84号議案 新城市固定資産評価員の選任
- 第85号議案 新城市作手財産区財産区管理委員の選任
- 第86号議案 人権擁護委員の候補者の推薦

報告第3号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第7号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月7日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 事故発生日時 令和4年2月21日 午前10時50分頃
- 2 事故発生場所 新城市日吉字樋田地内 新城市クリーンセンター
- 3 賠償する相手方 新城市庭野字原川38番地
柿野クリーンサービス有限会社
代表取締役 柿 野 健 一
- 4 事故の概要 可燃ごみ収集運搬業務委託受注者のごみ収集車が、ごみピットへ収集してきた可燃ごみを投入中、クリーンセンター設備不良により投入扉が閉じ、車両後部が投入扉に挟まれ損傷した。
- 5 損害賠償額 258,610円

報告第4号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第4号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月25日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	鳳来総合支所建設工事
2	工 事 場 所	新城市長篠地内
3	変更前請負契約金額	938,300,000円
4	変更後請負契約金額	936,760,000円
5	今回変更による減額	1,540,000円
6	契 約 の 相 手 方	松井・鈴木特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志 構成員 新城市大野字上野76番地8 株式会社鈴木工務店 代表取締役 鈴 木 太

報告第5号

令和3年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	鳳来総合支所等整備事業	979,919,000	31,201,000	31,201,000	26,900,000	4,301,000	4,301,000	0	0	0	4,000,000	301,000
8	土木費	4 都市計画費	コンパクトシティ形成事業	12,397,000	7,183,000	7,183,000	5,390,000	1,793,000	1,793,000	893,000	900,000	0	0	0
10	教育費	4 社会教育費	地域文化広場改修事業	285,242,000	57,050,000	57,050,000	21,360,000	35,690,000	35,690,000	3,190,000	0	0	32,500,000	0
合計				1,277,558,000	95,434,000	95,434,000	53,650,000	41,784,000	41,784,000	4,083,000	900,000	0	36,500,000	301,000

報告第6号

令和3年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	水源地域対策事業	1,926,000	1,926,000	0	0	0	0	0	1,926,000
		関係人口創出促進事業	198,000	198,000	0	0	0	0	0	198,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住基管理事業	4,592,000	1,804,000	0	1,804,000	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	395,914,000	109,211,000	0	109,211,000	0	0	0	0
	3 児童福祉費	放課後児童対策事業	299,000	231,000	0	231,000	0	0	0	0
		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	24,350,000	597,000	0	597,000	0	0	0	0
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	1,151,000	1,112,000	0	1,112,000	0	0	0	0
		保育所管理事業	1,023,000	955,000	0	955,000	0	0	0	0
		おおぞら園管理運営事業	69,000	69,000	0	69,000	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	保健総務費人件費職員分	25,371,000	16,082,000	0	16,082,000	0	0	0	0
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	310,507,000	213,988,000	0	213,988,000	0	0	0	0
		温暖化対策推進事業	1,876,000	1,876,000	0	0	0	0	0	1,876,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地集積支援事業	600,000	465,000	0	0	465,000	0	0	0
		農業経営近代化施設整備事業	26,681,000	26,681,000	0	0	26,681,000	0	0	0
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策資金融資支援事業	3,000,000	2,695,000	0	0	0	0	2,695,000	0

8 土木費	1 土木管理費	豊橋新城スマートIC(仮称)整備事業	31,491,000	31,491,000	0	8,077,000	0	7,200,000	10,471,000	5,743,000
	2 道路橋りょう費	道整備交付金事業	30,900,000	30,494,000	0	14,200,000	0	12,700,000	0	3,594,000
		交通安全施設整備事業	9,500,000	9,500,000	0	4,950,000	0	3,600,000	0	950,000
		道路ストック対策事業	40,500,000	40,500,000	0	20,000,000	0	20,000,000	0	500,000
		橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化対策事業	24,000,000	24,000,000	0	12,100,000	0	9,600,000	0	2,300,000
	4 都市計画費	狭あい道路整備等推進事業	715,000	715,000	0	0	0	0	0	715,000
5 住宅費	特定公共賃貸住宅管理事業	18,193,000	10,560,000	0	5,280,000	0	0	0	5,280,000	
9 消防費	1 消防費	警防救助活動事業	1,826,000	1,815,000	0	0	0	0	0	1,815,000
		救急活動事業	353,000	353,000	0	0	0	0	0	353,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	800,000	800,000	0	0	0	0	0	800,000
		ICT活用教育推進事業	1,296,000	1,296,000	0	1,296,000	0	0	0	0
		鳳来寺小学校改修事業	9,137,000	9,137,000	0	0	0	0	0	9,137,000
	5 保健体育費	学校給食施設改築事業	17,768,000	17,768,000	0	0	0	9,400,000	0	8,368,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生災害復旧事業	107,000,000	52,803,000	0	31,910,000	0	15,900,000	0	4,993,000
合計			1,091,036,000	609,122,000	0	441,862,000	27,146,000	78,400,000	13,166,000	48,548,000

報告第7号

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
1 総務費	1 管理費	診療所特別会計人件費	2,349,000	1,656,000	0	0	0	0	1,656,000	0
合計			2,349,000	1,656,000	0	0	0	0	1,656,000	0

報告第8号

令和3年度新城市病院事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1	1	病院改築事業費	円 124,034,000	円 44,880,000	円 71,104,000	71,100,000	円 4,000	円 8,050,000	円 -	工 事 名 : 新城市民病院南棟空調改修工事 繰 越 理 由 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、工法の検討に日時を要したため

報告第9号

令和3年度新城市水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1	1	水道事業 資本的支出	円 506,467,000	円 295,892,253	円 134,420,000	円 93,200,000	円 41,220,000	円 76,154,747	円 -	<p>工事名：桜洲水道監視センター等施設改良工事 路線名等：R3-設改-3 工事場所：新城市字桜洲地内ほか 工事概要：LCD・ロガー装置 2台 webサーバー装置 1台 テレメータ盤機能増設 1式 川田送水ポンプ場テレメータ盤機能増設 1式</p> <p>繰越理由： 新型コロナウイルス感染症の影響により、材料納期の遅延が生じ、当初工期内での完了が見込めなくなったため、工期を延長した。</p> <p>工事名：川田送水ポンプ場施設改良工事 路線名等：R3-設改-10 工事場所：新城市川田地内 工事概要：送水ポンプ増設工 1式</p> <p>繰越理由： 新型コロナウイルス感染症の影響により、材料納期の遅延が生じ、当初工期内での完了が見込めなくなったため、工期を延長した。</p>

報告第10号

令和3年度新城市下水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙
のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和3年度新城市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備費	円 419,373,000	円 320,094,120	円 78,127,000	円 39,000,000	円 12,200,000	円 26,927,000	円 21,151,880	円 -	工事名：公共下水道污水管渠布設工事 路線名等：1-3 中市場処理分区 工事場所：新城市野田地内 工事概要：開削工 VUΦ200L=24.0m 推進工 VPΦ150L=49.1m 入孔設置工 N=4箇所 取付管及び公共污水ます設置工 N=1箇所 繰越理由：一級河川野田川を推進工にて横断 するにあたり、河川管理者(愛知県) との協議に不測の日数を要し、当初 工期内での完了が見込めなくなった ため、工期を延長した。

第71号議案

新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第5号

新城市税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

新城市条例第13号

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第86条を次のように改める。

(種別割の課税免除)

第86条 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さ

ない。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第21条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新都市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第72号議案

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第6号

新城市国民健康保険税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

新城市条例第14号

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第28条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 7 3 号議案

新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例の廃止等

新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 9 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例

(新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例 (平成 1 7 年新城市条例第 1 6 8 号) は、廃止する。

(新城市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 新城市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例 (平成 1 7 年新城市条例第 2 0 7 号) の一部を次のように改正する。

別表名号集合会館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例 (平成 1 7 年新城市条例第 6 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

学校	名号温泉施設
----	--------

」

を

「

学校	
----	--

」

に改める。

別表第 2 中

「

名号温泉施設	新城クリーンセンター
--------	------------

」

を

「

	新城クリーンセンター
--	------------

」

に改める。

理 由

この案を提出するのは、新城市名号温泉施設及び新城市多目的集会施設名号集合会館を廃止するため必要があるからである。

第74号議案

新城市税条例等の一部改正

新城市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市税条例等の一部を改正する条例

(新城市税条例の一部改正)

第1条 新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特

定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第29条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第30条を削る。

(新城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新城市税条例等の一部を改正する条例（令和3年新城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち新城市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新城市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（新城市税条例等の一部を改正する条例（令和3年新城市条例第11号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中新城市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定及び同条例第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の新城市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の新城市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条各号列記以外に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の新城市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第

36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の新城市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の新城市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の新城市税条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必要があるからである。

第75号議案

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年新城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第76号議案

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例（令和2年新城市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金の交付期間を延長するため必要があるからである。

第 7 7 号議案

新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例の廃止
新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 9 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市新城駅構内バリアフリー化等基金の設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年新城市条例第 1 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市新城駅構内バリアフリー化等基金を廃止するため必要があるからである。

第78号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

第79号議案

令和4年度新城市一般会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

第80号議案

令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 8 1 号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の目的 | 消防用 |
| 2 品名及び数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 3 取得金額 | 1 9, 7 8 9, 0 0 0 円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 新城市市場台二丁目 5 番地 1 3
愛知トヨタ自動車株式会社新城店
店長 松 村 静 貴 |

理 由

この案を提出するのは、消防業務を実施するに当たり、救急車両を取得するため必要があるからである。

第82号議案

和解

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解することについて議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下江 洋 行

1 和解の相手方1



2 和解の相手方2

春日井市鳥居松町二丁目227番地

キャリヂカントリー株式会社

代表取締役 伊藤 誠

3 和解の相手方3

春日井市鳥居松町五丁目88番地

ジャパンテクニカルランド株式会社

代表取締役 伊藤 鍾造

4 事件の概要

相手方2及び相手方3が、相手方1及び市の所有する土地に建築物等を設けて不法に占有したことから、相手方1が相手方2、相手方3及び市に対して境界の確定を求め、併せて、相手方1が、相手方2及び相手方3に対して当該建築物の収去及び明渡しを求めて提訴したもの。

5 和解の内容

和解条項案のとおり

理由

この案を提出するのは、市と相手方の土地の境界等に関する紛争を解決するため必要があるからである。

平成30年(ワ)第188号 境界確定等請求事件(第1事件)

平成30年(ワ)第427号 土地明渡等請求事件(第2事件)

第1事件原告・第2事件原告 [REDACTED] (以下兩名を「原告ら」という。)

第1事件被告 キャリヂカントリー株式会社(以下「被告キャリヂカントリー」という。)

第1事件被告 新城市(以下「被告新城市」という。)

第2事件被告 ジャパンテクニカルランド株式会社(以下「被告ジャパンテクニカルランド」という。)

和解条項案

- 1 原告ら、被告新城市、被告キャリヂカントリーは、別紙実測図の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲の各点を順次直線で結んだ線で囲まれた範囲内の土地1万0671.97平方メートル(別紙物件目録記載1の土地の一部である。以下「本件土地」という。)について原告らが所有権を有すること、別紙実測図の①、②、③、④、⑤、⑥、XD006、XD005、XD004、XD003、XD002、XD001、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲の各点を順次直線で結んだ線で囲まれた範囲内の土地745.74平方メートル(以下「本件里道」という。)につき被告新城市が所有権を有することを相互に確認する。
- 2 被告キャリヂカントリー及び被告ジャパンテクニカルランドは、原告らに対し、本件土地のうち別紙3の図面表示のABCDEFGHIJKLMNOAの各点を順次結んだ部分1093.18平方メートル(以下「本件広場」という。)を被告ジャパンテクニカルランドが占有していること、別紙物件目録記載2の建物(以下「本件建物」という。)が被告ジャパンテクニカルランドの所有に属することを確認する。
- 3 原告らと被告ジャパンテクニカルランドは、本件広場につき、原告らと被告ジャパンテクニカルランドとの間で、本件建物の所有を目的とする別紙「事業用定期借

地権設定契約公正証書」記載のとおり的事業用定期借地契約（以下「本件事業用定期借地契約」という。）が締結されていることを確認する。

- 4 前項の事業用定期借地契約が期間満了、解除、解約その他の事由により終了した場合、被告ジャパンテクニカルランドは、原告らに対し、直ちに、本件建物を収去し、本件広場を明け渡す。
- 5 被告ジャパンテクニカルランドは、原告らに対し、令和4年9月30日までに、本件土地上に設置されている同被告ジャパンテクニカルランド所有の物置2個を撤去する。
- 6 被告キャリヂカントリーは、本件里道について、本和解成立後速やかに、被告新城市に対し、用途廃止及び払下げの申請を行い、被告新城市は、上記申請に応じて、本件里道について、被告キャリヂカントリーとの間で本件土地売買契約を締結して売り渡す。
- 7 被告キャリヂカントリーと被告新城市は、本件里道の売買契約の予定代金が119万3184円であり、確定代金を前項の申請後において被告新城市が算出するものであることを確認する。
- 8 被告キャリヂカントリーは、被告新城市に対し、被告新城市との間で本件里道の売買契約締結後、売買契約代金額を被告新城市指定の預金口座に振り込んで支払い、所有権移転登記手続に必要な登録免許税額を支払うこととし、被告新城市は、上記各支払確認後、本件里道について被告キャリヂカントリーへの所有権移転登記手続を申請する。
- 9 原告ら及び被告らは、本件に関し、原告らと被告キャリヂカントリー及び被告ジャパンテクニカルランドとの間、原告らと被告新城市の間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

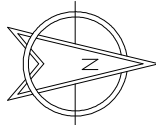
10 原告らと被告キャリヂカントリー及び被告新城市は、本件訴訟手続を終了させる。

11 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 新城市作手岩波字長ノ山 |
| | 地 番 | 6 0 番 8 9 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 3 6 7 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市作手岩波字長ノ山 6 0 番 8 9 |
| | 家屋番号 | 未登記につきなし |
| | 種 類 | 便所 |
| | 構 造 | 木造平家建 |
| | 床 面 積 | 4 8 . 0 2 平方メートル |



S = 1 / 1000

座標一覧表

点名	X座標	Y座標
IB2501	451.797	480.686
IB2502	390.654	473.760
TT4	556.925	378.163
TT5	527.614	320.030
TT10	424.904	480.077
TT20	349.986	455.290
TT21	313.507	465.241
TT22	235.936	464.864
3AT1	273.484	379.633
3AT2	316.417	390.435
3AT3	357.000	359.597
3AT4	391.687	325.614
3AT5	458.014	348.316
3AT6	485.104	327.026
3BT1	309.650	405.907
3BT2	340.914	383.791
3BT3	368.020	375.999
3BT4	372.525	350.853
CT1	494.817	240.757
CINT3	542.042	231.650
CT4	528.498	274.862

田原字笹ギウ

7-11
XD003 XD004

30-1
XD002 XD005

65.878 / 68.197

60-109

60-208

60-87

60-88

岩波字宮ノ入

60-89
岩波字長ノ山

座標一覧表

点名	X座標	Y座標
①	277.602	377.485
②	313.050	386.111
③	324.430	384.885
④	344.424	372.030
⑤	405.773	320.298
⑥	414.000	313.347
⑦	422.325	324.483
⑧	443.166	353.230
⑨	459.383	344.356
⑩	451.796	355.982
⑪	448.009	364.746
⑫	443.316	375.324
⑬	433.813	382.925
⑭	424.387	396.944
⑮	421.841	404.045
⑯	418.214	413.942
⑰	416.282	431.790
⑱	410.987	471.612
⑲	276.481	373.314

⑳	279.827	375.076
㉑	313.232	383.415
㉒	323.889	382.211
㉓	342.869	369.805
㉔	403.506	318.038
㉕	412.185	310.711
XD001	421.781	305.187
XD002	468.777	259.020
XD003	476.675	236.250
XD004	478.836	237.272
XD005	471.862	259.288
XD006	423.707	307.579

実測図

現地～新城市作手岩波字長ノ山

令和 3年 5月12日作図
令和 4年 4月23日追記

(単位: m)

- 田 ~ コンクリート杭
- ~ プラスチック杭
- ⊗ ~ 金属 鉄杭
- ~ 木 杭
- 十 ~ 計 算 点

引照点
TT22

TT21

TT20

引照点
IB2502

TT10

引照点
IB2501

引照点
CINT3

CT1

CT4

TT5

引照点
3AT6

TT4

道路

道路

(計算点)

3AT4

3BT4

3W1

3W2

3W3

3W4

3W5

3W6

3W7

3W8

3W9

3W10

3W11

3W12

3BT3

3BT2

3BT1

3AT3

3AT2

3AT1

3AT1

3AT1

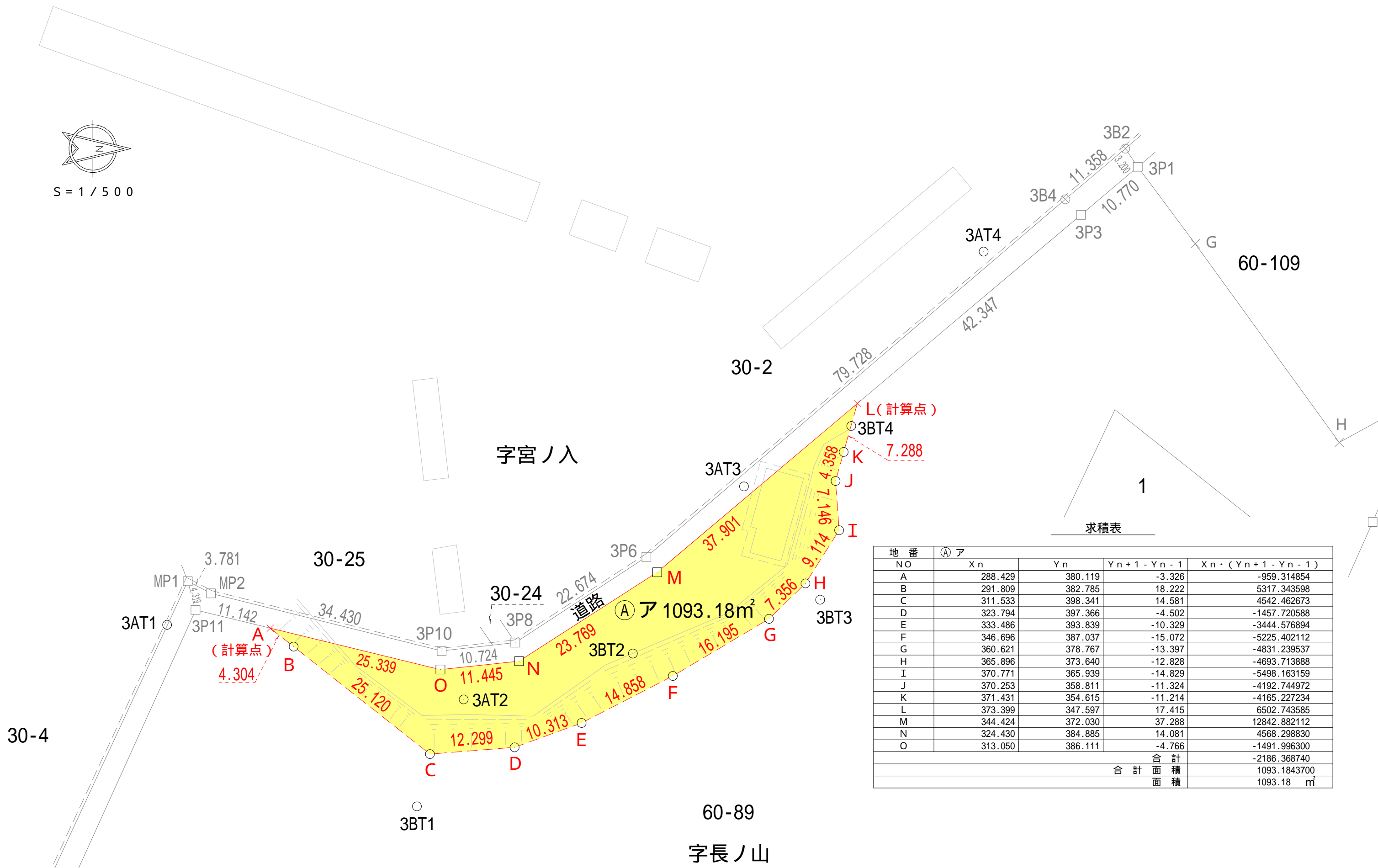
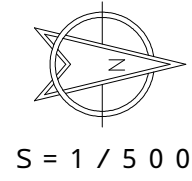
3AT1

3AT1

3AT1

3AT1

3AT1



地番	① ア	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
A		288.429	380.119	-3.326	-959.314854
B		291.809	382.785	18.222	5317.343598
C		311.533	398.341	14.581	4542.462673
D		323.794	397.366	-4.502	-1457.720588
E		333.486	393.839	-10.329	-3444.576894
F		346.696	387.037	-15.072	-5225.402112
G		360.621	378.767	-13.397	-4831.239537
H		365.896	373.640	-12.828	-4693.713888
I		370.771	365.939	-14.829	-5498.163159
J		370.253	358.811	-11.324	-4192.744972
K		371.431	354.615	-11.214	-4165.227234
L		373.399	347.597	17.415	6502.743585
M		344.424	372.030	37.288	12842.882112
N		324.430	384.885	14.081	4568.298830
O		313.050	386.111	-4.766	-1491.996300
合計				-2186.368740	
合計面積				1093.1843700	
面積				1093.18	m²

- (単位: m)
- 田 ~ コンクリート杭
 - ~ プラスチック杭
 - ⊗ ~ 金属鉄杭
 - ~ 木杭

現況測量図

現地~新城市作手岩波字長ノ山
令和 3年 5月12日作図 1/500

第83号議案

和解及び損害賠償の額の決定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下江洋行

- 1 事案発生時期 平成28年6月頃
- 2 事案発生場所 新城市作手高里 [REDACTED] 地内
- 3 賠償する相手方 新城市在住 60代女性
- 4 事案の概要 平成27年11月に着工した新城市立作手小学校建設工事の基礎工事において多量の湧水が発生し、工事に支障が生じたことから、排水ポンプによる排水を行いながら、当該工事を施行した。
一方、建設現場の近隣に居住する相手方は、従前から居住する敷地内の井戸の水を使用して生活していたところ、平成28年6月頃から水量が著しく減少し、生活に支障を来たすこととなった。
当該事象が、建設工事を原因とする可能性があることから、市と相手方とは協議を行い、令和4年6月頃まで井戸の水量を経過観察することとした。
また、この間は、井戸の水に代えて水道水を使用できるよう、市は、仮設配管を設置した。
しかしながら、現在においても相手方の井戸の水量は回復しておらず、今後、回復する見込みもないことから、本件事案に関し、相手方の生活における支障を解消するための解決金を支払うもの。
- 5 損害賠償額 1,623,215円

理 由

この案を提出するのは、作手小学校建設工事に伴い発生した相手方の井戸の水量減少について、和解及び損害賠償の額を決定するため必要があるからである。

第84号議案

新城市固定資産評価員の選任

次の者を新城市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	佐々木 敏 宏	

理 由

この案を提出するのは、固定資産評価員から令和4年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため必要があるからである。

第85号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	西 岡 昌 利	[REDACTED]

理 由

この案を提出するのは、財産区管理委員の欠員に伴い、後任委員を選任するため必要があるからである。

第86号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年6月9日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	福田真弓	[REDACTED]

理由

この案を提出するのは、令和4年9月30日をもって辞任する人権擁護委員がいるため必要があるからである。